

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程
特別養護老人ホーム 篠山すみれ園

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ福祉会が設置経営する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業 篠山すみれ園の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 指定居宅・介護予防サービスに該当する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所サービス事業所」という。）の事業は、要支援、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 事業を運営するに当って、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅・介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分)

第3条 短期入所サービス事業の遂行のために次の職員を置く。

一	施設長	1名
二	事務員	1名以上
三	生活相談員	1名以上
四	介護支援専門員	1名以上
五	介護職員	21名以上
六	看護職員	3名以上
七	機能訓練指導員	1名以上（兼務）
八	医師	1名以上（嘱託）
九	管理栄養士	1名以上
十	調理員	1名以上

(職務分掌)

第4条 職務の分掌は次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------|---|
| 一 | 管理者 | 事業の全体を統括し、円滑で適正な運営に努める。 |
| 二 | 事務員 | 利用者処遇、請求等の事務及び窓口業務に従事する。 |
| 三 | 生活相談員 | 利用者の生活上の相談を受けると共に、サービス内容の調整その他必要な援助を行う。 |
| 三 | 介護職員 | 利用者の生活支援及び介護サービスの提供を行う。 |
| 四 | 看護職員 | 利用者の健康管理及び健康の増進に努め、医療、看護、介護の提供を行う。 |
| 五 | 機能訓練指導員 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。 |
| 六 | 医師 | 利用者の健康管理及び健康増進に係る診断及び助言を行うと共に、利用者の医療の需要に応じた治療を行う。 |

第3章 定員

(利用定員)

第5条 短期入所サービスの定員は12名とする。

第4章 短期入所サービスの内容及び利用料

(短期入所サービスの内容)

第6条 短期入所サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 入浴
- 二 排泄
- 三 食事
- 四 健康管理
- 五 生活相談
- 六 余暇活動
- 七 その他、生活上必要となる介護

(短期入所サービスの利用料及びその他の費用)

第7条 短期入所サービスの利用料は介護報酬の告示上の額とする。

- 一 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。
- 二 滞在費
 - ① 個室
 - ② 多床室
- 三 食費
- 四 ご契約者が選定する特別な居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用を徴収

する。

五 ご契約者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用を徴収する。

六 理美容代、飲食代等の使用負担費を徴収する。

七 送迎に要する費用を徴収する。

八 その他

(利用料の受領)

第8条

法定代理受領サービスに該当する短期入所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該短期入所サービスに係る居宅介護・介護予防サービス費用基準額から当該短期入所サービスに支払われる居宅介護・介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、短期入所サービスに係る居宅介護・介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 厚生大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用

二 送迎に関する費用

三 食費

四 理美容代

五 前項に掲げるもののほか短期入所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

4 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第9条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

一 丹波篠山市、三田市、加東市

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第10条 利用者は努めて健康に留意すること。

(短期入所生活上のルール)

第11条 利用者は短期入所サービスの提供を受ける際に次の事項に留意すること。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙してはならない。
- 二 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- 三 けんか、口論等で他人に迷惑をかけてはならない。
- 四 その他管理者が定めたこと。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 短期入所サービスの提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所サービス職員の勤務の体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(短期入所サービスの開始及び終了)

第13条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所サービスを提供する。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(提供拒否の禁止)

第14条 短期入所サービスの利用申込みがされた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し利用申込者に対し自ら適切な短期入所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の短期入所サービス事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 短期入所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して短期入所サービスの提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 短期入所サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第18条 短期入所サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、短期入所サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び居宅介護支援事業所に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 居宅サービス計画が作成されている場合は、該当計画に沿った短期入所サービスを提供する。

(サービスの提供記録)

第21条 短期入所サービスを提供した際には、当該短期入所サービスの提供日及び内容、当該短期入所サービスについて利用料に代わって支払を受ける居宅介護・介護予防サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保健給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービスに係る利用料の支払を受けた場合には、提供した短期入所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(短期入所サービスの取扱方針)

第23条 短期入所サービスは利用者の要介護状態の軽減又は、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等ご契約者の心身の状況を把握して日常生活に必要な援助を適切に行う。

- 2 短期入所サービスを行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所サービス計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が

日常生活を営む上で必要な援助を行う。

- 3 短期入所サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 4 短期入所サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は、心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。
- 5 自らその提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(短期入所サービス計画の作成)

- 第24条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に至までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所サービス職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所サービス計画を作成する。
- 2 管理者は、短期入所サービス計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
 - 3 短期入所サービス計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(介護)

- 第25条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
 - 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。
 - 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
 - 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 7 利用者の負担により、当該短期入所サービスの事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

- 第26条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂とする者とする。

(機能訓練)

- 第27条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第28条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。

- 2 医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しないものについては、この限りではない。

(相談及び援助)

第29条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション等)

第30条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第31条 短期入所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに短期入所サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応方法)

第32条 短期入所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 事業所は、非常災害時においては利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に務める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上の避難訓練等を実地する。

第10章 虐待の防止のための措置に関する事項等

(虐待防止に向けた体制等)

- 第35条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条に定める事項を実施するものとする。
また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための選任の担当者とする。
- 2 施設では、虐待防止委員会を設ける。
その委員会のメンバーの中には、管理者により選定された短期入所サービスを担当する職員も含まれていることとする。
 - 3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、虐待防止委員会は、場合により他の委員会（事故・拘束防止委員会等）と一体的に行う。
 - 4 施設は、年2回以上虐待発生の防止に向けた研修を開催し、職員に受講させる。
 - 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに各行政機関等に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、行政機関等に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束の禁止)

- 第36条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。
- 2 事業所は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記載することとする。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果についても職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

第11章 その他の運営に関する事項

(掲 示)

- 第37条 短期入所サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第38条 短期入所サービス事業所に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り

得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 短期入所サービス事業所に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第39条 短期入所サービス事業者は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に当該短期入所サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第40条 提供した短期入所サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した短期入所サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 提供した短期入所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第41条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 短期入所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第42条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配をうけてはならない。

第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第43条 短期入所サービスの事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第44条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成12年11月20日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。(第5条改正)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。(第5条改正)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(第7条・第23条改正)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。(第1条改正)

この規程は、平成24年2月1日から施行する。(第4条改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第40条・42条改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(第3条・7条改正)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。(第3・34・35・36条改正)